

企業の皆様へ

国家公務員倫理審査会

- ✓ 企業の皆様と国家公務員が接触・交流する際、国家公務員には**一定のルール**があります。
- ✓ 国家公務員との飲食や贈答品のやりとりなどには、**ご注意ください**。

➤ 国家公務員は「**利害関係者**」（契約の相手方、許認可の申請者、立入検査の相手先等）**との間で、例えば以下の行為が禁止**されています。

- 金銭、物品等の贈与を受けること
- 無償の役務の提供を受けること（車による送迎など）
- 供応接待を受けること（「割り勘」による飲食は可能）

➤ 国家公務員は、「**利害関係者**」**以外**の事業者等との間でも、**社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待や財産上の利益の供与を受けることが禁止**されています。

公務員倫理ホットライン

国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は…

【電話】 03-3581-5344

（土・日・祝日及び12/29～1/3を除く、9:30～18:15）

【WEB】



通報者の氏名等は窓口限りにとどめられるなど、
通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています